



基本的な考え方

計画の目的

この基本計画は、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに、人権に関する具体的施策の方向を示すことを目的としています。

計画の基本理念

富山県では、この人権教育・啓発推進法の基本理念にのっとり、人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現をめざします。

計画の性格

この基本計画は、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。
この基本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。



計画の推進

計画の推進体制

富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議を中心に、全庁的な取組を推進します。

国・市町村等との連携

国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組を進めます。
市町村に対して助言や情報提供を行うなど、市町村の取組を積極的に支援します。
企業、団体等の自主的な取組に対して、講師の派遣、教材や情報の提供を行うとともに、横断的な連携の強化に努めます。

計画の見直し

人権に関する県民意識調査を実施するなど、この計画の推進状況について逐次必要な点検を行うとともに、人権を取り巻く国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。



あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発

学校における人権教育

児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。

地域や家庭における人権教育

地域における学習機会の提供、家庭教育への支援、社会教育関係者に対する研修の充実など、地域や家庭における人権教育の充実に努めます。

人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育

人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう研修内容等の充実に努めます。

企業に対する人権啓発

公正な採用選考の推進や職場におけるハラスメントの防止に向けた取組の働きかけ、人権に関する研修情報の提供など、企業に対する人権啓発に努めます。

県民一般に対する人権啓発

人権講演会の開催や参加・体験型のイベント、マスメディア等を活用した人権啓発など、国や市町村その他関係機関等と連携しながら、広く人権尊重思想の普及高揚に努めます。



富山県生活環境文化部県民生活課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL.076-444-9646 FAX.076-444-3477

富山県人権教育・啓発に関する 基本計画

概要版

誰もが安心して心豊かに暮らせる
人権尊重社会の実現をめざして



令和2年3月





重要課題への対応

» 女性

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の実現をめざし、次の施策を推進します。

- 男女共同参画の環境づくり
- 男女共同参画の意識づくり
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化
- チャレンジ支援機能の充実
- 職場における男女の平等の確保と就業環境の整備



» 子ども

子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する一人の人間として尊重される社会の実現をめざし、次の施策を推進します。

- 子どもの発達段階に応じた心の教育の充実
- 子どもの権利に関する啓発活動の推進
- 児童虐待防止対策の充実
- いじめなど学校での悩みに対応できる相談体制の充実
- 家庭教育に関する学習機会や子育てに関する相談体制の充実
- 地域住民による子育て支援の促進
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動や子どもの健全育成の推進



» 高齢者

高齢者の自立と尊厳を保持し、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らせる社会の構築をめざし、次の施策を推進します。

- 高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進
- 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備
- 地域における介護サービスの充実
- 生きがい対策の充実と社会参加の促進
- 高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充
- 福祉のまちづくりの計画的推進



» 障害のある人

年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築をめざし、次の施策を推進します。

- 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- コミュニケーション支援体制の確立
- 住みよい生活環境の整備
- 雇用・就労の促進
- 社会参加活動の推進



» 感染症患者等

感染症患者等に対する差別や偏見の解消を図るため、県民に対し、感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等に対する相談体制の充実に努めます。

H I V感染者等

県民に対してH I V感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、H I V感染者等に対する相談支援体制の充実に努めます。

ハンセン病患者・回復者等

過去の隔離政策が患者の人権に対する大きな制約となり、患者やその家族に対する極めて厳しい偏見や差別が残っている現状を踏まえて、過去の反省の上に立って、患者・回復者の自立支援に努めるとともに、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に努めます。

» 犯罪被害者等

誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のもとに、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会の実現をめざし、次の施策を推進します。

- 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発
- 犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実
- 性暴力被害者等への相談・支援体制の充実

» 同和問題（部落差別）

地域改善対策協議会意見具申や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を尊重し、同和問題に固有の経緯等を十分認識しつつ、県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、人権教育や効果的な啓発活動の推進、えせ同和行為の排除に努めます。

» アイヌの人々

アイヌ施策推進法等の趣旨を踏まえ、国等と連携し、アイヌの伝統や文化などについて正しく理解し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等に関する知識の普及や理解を深める啓発に努めます。

» 外国人

外国人に対する差別意識や偏見を解消し、諸外国の文化や多様性を受け入れ、日本人も外国人も共に暮らしやすい地域づくりをめざし、次の施策を推進します。

- 相互理解を深めるための啓発活動等の推進
- 外国人も暮らしやすい地域づくり
- 外国人の活動を支援するためのネットワークづくり



» 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更生保護事業協会、更生保護女性連盟等が連携し、社会を明るくする運動等を通じて県民の意識啓発に取り組みます。

また、刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体等と連携した支援を実施します。

» インターネットによる人権侵害

広く県民に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発に努めるとともに、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除など適切な対応を促します。

また、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。

» 性的指向、性自認

性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれている人たちに対する偏見や差別の解消をめざし、次の施策を推進します。

- 性的指向、性自認など性の多様性に関する理解の促進
- 学校における相談、支援体制の充実
- 企業への啓発

» その他

職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報流出
ホームレスへの偏見や差別、ひきこもり、自殺問題
北朝鮮当局による拉致問題 など

これらの問題についても、県民の正しい認識と理解を深めるよう啓発に努め、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

